

甲府市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

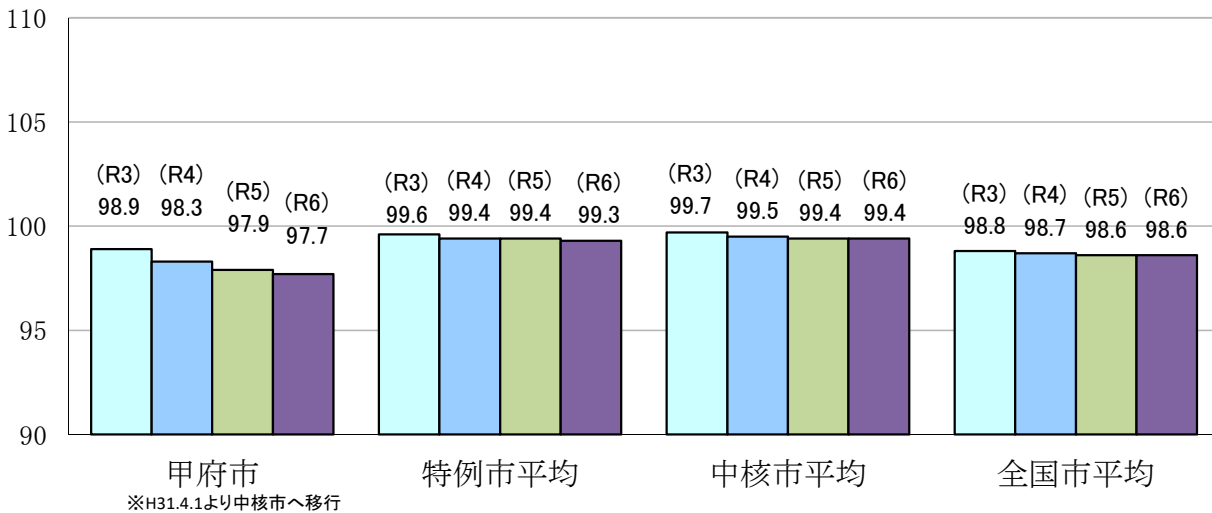
区分	住民基本台帳・外国人登録人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
5年度	184,827	84,601,518	1,780,888	11,215,768	13.3	13.6

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)中核市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5年度	1,115	4,049,901	962,689	1,678,698	6,691,288	6,001	6,359

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定されている職員を除いている

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の現給保障を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）

国基準6%に対し、甲府市においても6%を支給。（平成27年4月1日実施）
これまで5級地6%が6級地6%となり、支給率においては変更がなかった。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
甲府市	42.2 歳	315,605 円	394,823 円	351,011 円
山梨県	42.8 歳	328,862 円	405,341 円	364,392 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
中核市	42.3 歳	322,065 円	406,828 円	366,830 円

②技能労務職

区分	公務員				民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
甲府市	53.9 歳	89 人	332,779 円	380,054 円	—	—	—	—
うち清掃職員	56.6 歳	19 人	343,295 円	377,153 円	廃棄物処理業 従業員	47.7 歳	314,900 円	1.2
うち自動車運転手	49.5 歳	3 人	319,333 円	459,233 円	乗用自動車運転者	66.0 歳	244,600 円	1.88
その他	53.4 歳	67 人	330,399 円	412,528 円	—	—	—	—
山梨県	55.8 歳	69 人	350,661 円	395,014 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	—	—	—	—
中核市	50.9 歳	183 人	319,664 円	376,837 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
甲府市	— 円	— 円	—
うち清掃職員	6,141,736 円	4,376,300 円	1.40
うち自動車運転手	7,104,296 円	3,200,000 円	2.22

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等学校(特別支援・専修・各種)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
甲府市	47.3 歳	463,316 円	451,625 円
山梨県	46.7 歳	379,483 円	430,866 円
中核市	46.4 歳	381,406 円	446,739 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当、特殊勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		甲府市	山梨県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	203,918 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	172,181 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	166,600 円	175,002 円	- 円
	中学卒	- 円	156,464 円	- 円
高等学校教育職	大学卒	227,795 円	227,795 円	- 円
	高校卒	- 円	184,775 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

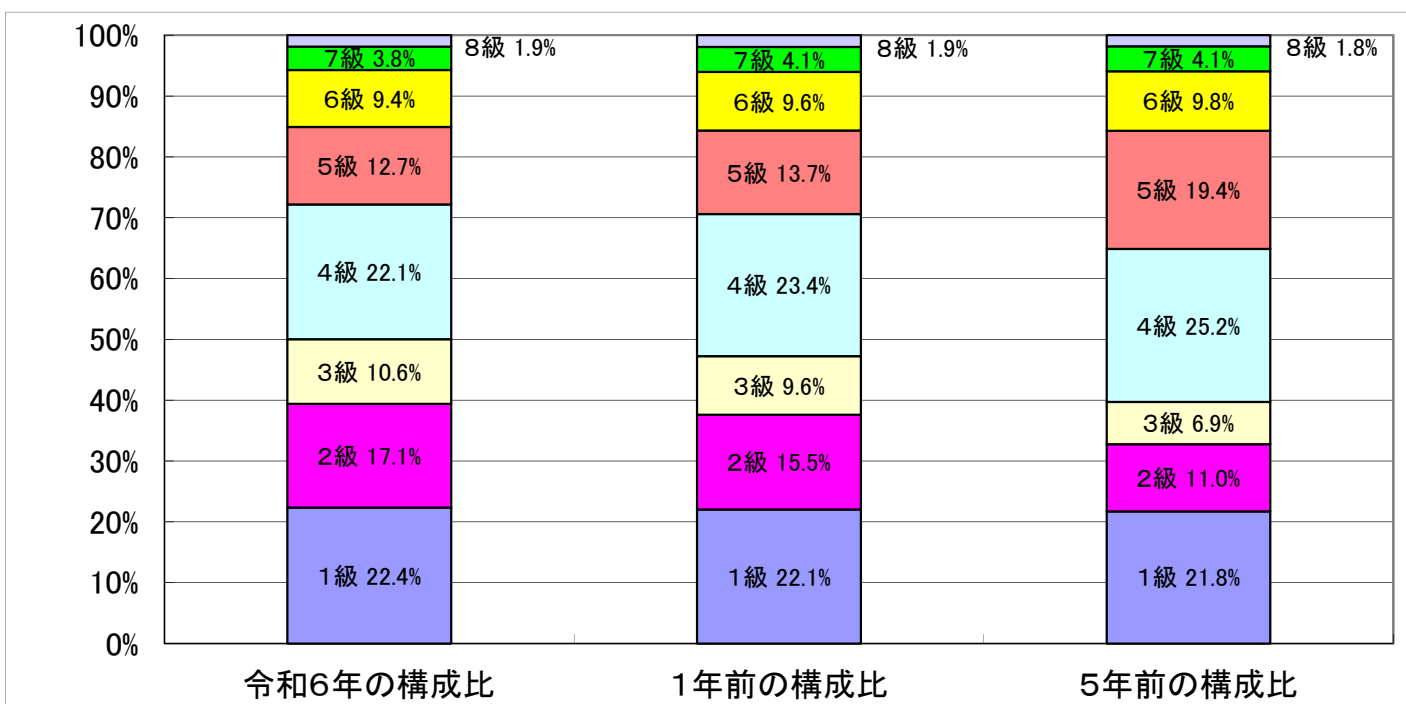
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	253,707 円	346,600 円	375,567 円	393,494 円
	高校卒	226,800 円	- 円	360,500 円	391,200 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	306,000 円	325,950 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	315,150 円	372,300 円	410,150 円	427,867 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

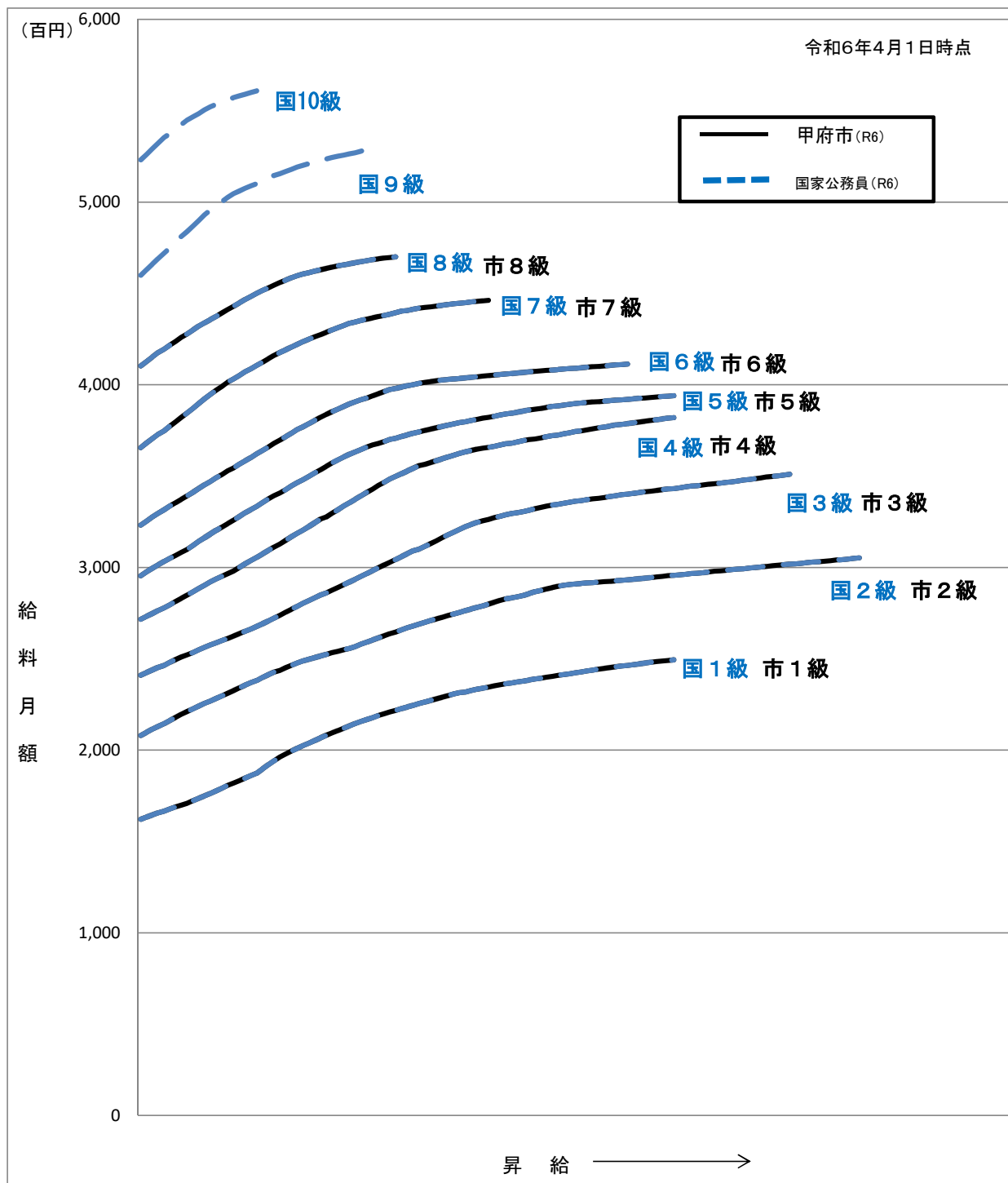
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	・主事の事務 ・技師の事務	181人	22.4%	162,100円	249,400円
2 級	・主任の職務	138人	15.6%	208,000円	305,200円
3 級	・高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任の職務	86人	10.6%	240,900円	351,000円
4 級	・係長の職務	179人	22.1%	271,600円	382,000円
5 級	・課長補佐の職務	103人	12.7%	295,400円	394,000円
6 級	・課長及び担当課長の職務 ・主幹の職務	76人	9.4%	323,100円	411,300円
7 級	・室長の職務	31人	3.8%	365,500円	446,200円
8 級	・部長の職務	15人	1.9%	410,300円	470,000円

(注) 1 甲府市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

甲府市	山梨県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,446 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,636 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

現在は、懲戒処分となった職員及び勤務成績が不良である職員を除き一定の成績率による支給を行っている。
昇給への勤務実績の反映と同様に、今後は人事評価制度の本格実施を図り、評価結果に応じた支給率の設定を行っていく。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

甲府市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.5869 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%)	
1人当たり平均支給額	2,541 千円	20,891 千円			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(R5年度決算)		422,565 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)		255,018 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
甲府市一般職員	6 %	1,597 人	6 %
医師及び歯科医師	16 %	60 人	16 %

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)		230,003 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		337,742 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		41.0 %			
手当の種類(手当数)		23			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		支給実績(5年度決算)	左記職員に対する支給単価
高所作業等手当	従事職員	地上10m以上の足場の不安定な箇所及び傾斜度平均40度以上の急傾斜地において監督、検査、作業を行ったとき。		15 千円	日 300円
動物取扱手当	従事職員	犬猫等の処理業務に直接従事したとき。		43 千円	1回100円(ただし、上限月2,000円)
		有害鳥獣等の捕獲作業に直接従事したとき。		248 千円	1回500円(ただし、上限月4,000円)
動物飼育手当	従事職員	動物園で動物の飼育管理に直接従事したとき。		544 千円	日 160円
技術管理手当	従事職員	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の業務に直接従事する職員		48 千円	月 4,000円
		建築物審査業務に直接従事する建築主事		0 千円	月 3,000円
災害応急作業等手当	従事職員	風水火震等非常時における緊急対策として、災害の発生した箇所若しくは災害のおそれの著しい箇所又は山火事の発生した箇所で行う巡回監視又は応急作業に従事したとき。	巡回監視	72 千円	日 480円 (ただし、日没時から日出時までにおいて行われた場合は、100分の50を加算する。)
			応急作業		日 730円 (ただし、日没時から日出時までにおいて行われた場合は、100分の50を加算する。)

廃棄物等 処理手当	従事職員	廃棄物、汚泥・汚水及びし尿の収集処理に直接 従事したとき。	廃棄物、汚泥・汚水、し尿処 理業務	420 千円	日 230 円
			収集業務		日 180 円 (収集車を運転したとき 50円を加算する。)
行旅病人等 取扱手当	従事職員	行旅病人又は死亡人の取り扱いに直接従事し たとき。	行旅病人	0 千円	人 1,500円
			行旅死亡人		体 3,000円
火葬業務手当	当該職員	斎場の火葬業務に直接従事したとき。 (ただし、受付等の事務を除く)		301 千円	日 920円
防疫等作業手当	従事職員	保健所に勤務する職員が感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の看護等又は感染の疑いのある物件若しくは場所の消毒その他の処理作業に従事したとき。		37 千円	日 290円
有害薬品等取扱手当	従事職員	農薬等の散布及び人体に有害な薬品の取り扱いに直接従事したとき。		141 千円	日 200円
用地交渉手当	従事職員	公共用地取得に関する事業又はこれらの事業に関連する事業に必要な土地の取得の交渉に直接従事したとき。		0 千円	日 300円
社会福祉業務手当	従事職員	社会福祉業務のうちケースワーカーとして直接業務に従事したとき。		2,700 千円	日 270円
市税等滞納 整理手当	従事職員	市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期 高齢者医療保険料の滞納整理に従事したとき。	市税	2,065 千円	日 500円
			国民健康保険料		日 300円
			介護保険料		日 300円
			後期高齢者医療保険料		日 300円
夜間業務手当	従事職員	市立甲府病院に勤務する職員で、正規の勤務 時間の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日 午前5時までの間をいう。)に及ぶ業務に従事し たとき。	4時間未満のとき。	60,755 千円	回 3,200円
			4時間以上のとき。		回 3,600円
感染症診療等手当	従事職員	感染症病床の感染症患者の診療等に直接従事したとき。		0 千円	日 200円
放射線取扱手当	従事職員	放射線等の取り扱い業務に直接従事する放射線技師、放射線科医師及び看護 師並びに内視鏡室の看護師		2,090 千円	月 7,500円 (ただし、 看護師は1,000円)
臨床検査手当	従事職員	臨床検査に直接従事する職員		1,122 千円	月 5,500円
集中治療室看護手当	従事職員	集中治療室に常時勤務する看護師		156 千円	月 2,000円
分娩手当	従事職員	医師及び助産師が分娩に 直接従事したとき。	医 師	2,700 千円	回 10,000円
			助産師		回 1,500円
検体検査業務手当	従事職員	検体検査業務に直接従事したとき		0 千円	体 3,000円

医師手当	市立甲府病院に勤務する医療職給料表(1)の適用職員		96,392 千円	月 ア.院長 300,000円 イ.副院長 200,000円 ウ.診療部長・ 総合相談センター長・医療 安全管理部長・医療総合 研修センター長・経営改善 対策部長・感染管理部長 182,000円 エ.統括科部長・科部長・診 療 支援部長・放射線部長 160,000円 オ.科長・副放射線部長・室 長 155,000円 カ.医長 40,000円 キ.副医長 30,000円
	保健所に勤務する医療職給料表(1)の適用職員			月 保健所長 100,000円
救急診療手当	医療職給料表(1)の適用職員	病院群輪番制当番日に救急診療業務に従事したとき。	35,500 千円	勤務 1回につき40,000円
		病院群輪番制非当番日に宿日直勤務として救急診療業務に従事したとき。		宿日直勤務 1回につき10,000円
狂犬病予防等作業手当	従事職員	保健所に勤務する職員が狂犬病予防等のための犬等の捕獲、引取、処分、検診等の作業に従事したとき。	335 千円	日 400円
学校職員 特殊勤務手当 (教育職)	従事職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に従事したとき。 ア 非常災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 イ 生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ウ 生徒に対する緊急の補導業務	5,696 千円	日額 ア 8,000円 イ及びウ 7,500円
	従事職員	修学旅行、林間、臨海学校等(学校が計画、実施するものに限る。)において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事したとき。		日 4,250円
	従事職員	教育委員会が定める対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うものに従事したとき。		日 4,250円
	従事職員	学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務で週休日等又は週休日等以外の土曜日若しくはこれに相当する日に行うものに従事したとき。		日 3,000円
	従事職員	入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等又は週休日等以外の土曜日若しくはこれに相当する日に行うものに従事したとき。		日 900円
	従事職員	市立の高等学校に置かれる教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事及び学科主任が、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び助言に係る業務に従事したとき。		日 200円

【特例措置】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
新型コロナウイルス感染症の感染者等に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当の特例	市立甲府病院及び保健所に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いがある者に関して、次に掲げる業務に従事したとき	(1) 新型コロナウイルス感染症の患者等に接して行う診療・看護・搬送などの業務に従事したとき	18,622 千円	日 3,000
		(2) 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、又は付着した疑いのある物件の処理等の業務に従事したとき		日 4,000
		新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他これに準ずる業務に従事した場合。		日 290
		上記の業務以外の防疫等作業に従事したとき。		

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (5 年 度 決 算)	750,187 千円
職員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額 (5 年 度 決 算)	450 千円
支給実績 (4 年 度 決 算)	835,528 千円
職員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額 (4 年 度 決 算)	496 千円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(各年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員に支給 ①配偶者 6,500円/月 ②子 10,000円/月 ③父母等 6,500円/月 ※行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級(部長)であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でこれに相当するものの配偶者、父母等に係る手当 6,500円⇒3,500円 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		145,507 千円	223,513 円
住居手当	借家等に居住する職員に支給 借家・借間居住職員 家賃の額に応じて最高28,000円/月まで	同じ		101,892 千円	267,434 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給 ① 交通機関利用者 6ヶ月定期券等の額を一括支給(ただし、月額換算55,000円を限度) ② 交通用具使用者 ・四輪車使用者 通勤距離2km～20kmのとき 距離に応じて3,000円～13,200円を支給。 20kmを超えるとき 1kmにつき660円を加算 ・二輪車等使用者 通勤距離に応じて2,000円～31,600円を支給 ③ ①及び②の併用者 ①及び②によりそれぞれ算出した額の合計額	①同じ ②異なる ③同じ	②四輪車使用者と二輪車使用者の区分なし	79,529 千円	55,229 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務した時間に対し、1時間当たりの給与額に125/100～150/100を乗じた額	同じ		6,210 千円	22,177 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 職種、業務等に応じ4,400円から22,000円/回	同じ		18,992 千円	165,145 円

管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 役職に応じ6,000円から11,000円/回	異なる	役職等に応じ6,000円から18,000円を支給	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 勤務した時間に対し、1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額	同じ		29,860 千円	131,543 円
寒冷地手当	11月1日現在に在職する職員に支給(旧西八代郡上九一色村の地域に在勤する職員に該当) 在勤地及び扶養親族の人数に応じ7,360円から17,800円	同じ		0 千円	0 円
初任給調整手当	医療職給料表(一)適用職員のうち採用による欠員の補充が困難と認められる職に採用された職員に支給 採用日から経過した期間に応じ49,100円から308,600円/月	同じ		179,376 千円	2,526,419 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、その職務の特殊性に基づき定められた職にある者に支給 役職に応じ定額を支給	同じ		129,123 千円	909,316 円
義務教育等教員特別手当	高等学校教育職給料表適用職員に支給 職務の級及び号給に応じて2,000円から8,000円/月			3,954 千円	74,604 円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等
給料	市 長	1,080,000	円	(参考)中核市における最高/最低額		
				1,180,000 円 /	707,000 円	
給料	副 市 長	880,000	円			
				960,000 円 /	696,000 円	
報酬	議 長	660,000	円			
				823,000 円 /	584,000 円	
	副 議 長	610,000	円			
				747,000 円 /	504,000 円	
	議 員	590,000	円			
				700,000 円 /	475,000 円	
期末手当	市 長	(令和5年度支給割合)				
	副 市 長 収 入 役	4.45		月分		
期末手当	議 長	(令和5年度支給割合)				
	副 議 長 議 員	3.4		月分		
退職手当	市 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 長	108万円 × 在職月数 × 0.5 =		25,920,000 円	退職時	
		88万円 × 在職月数 × 0.4 =		16,896,000 円	退職時	
寒冷地手当	市 助 収 入 役	(支給地域の区分)				

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

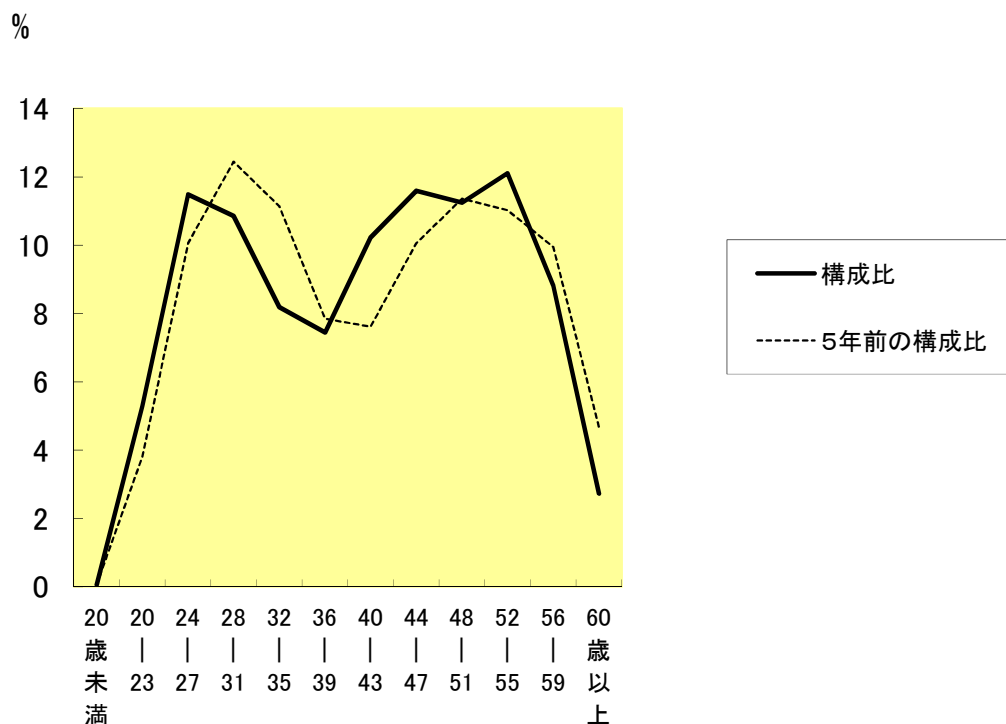
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和5年	令和6年		
普通 会計 部門	議会	12	12	0	
	総務	269	274	5	国の給付金業務等に係る体制強化
	税務	73	76	3	欠員補充
	民生	191	211	20	勤務形態変更による
	衛生	159	167	8	部の新設に伴う体制強化
	労働	3	3	0	
	農林水産	49	46	△ 3	欠員不補充
	商工	28	30	2	ふるさと納税業務に係る体制強化
	土木	146	146	0	
	計	930	965	35	<参考> 人口1万人当たり職員数 52.21 人 (中核市の人口1万人当たり職員数 人)
	教育部門	147	150	3	教育現場におけるICT運用に係る体制強化
	消防部門				
	小 計	1,077	1,115	38	<参考> 人口1万人当たり職員数 60.33 人 (中核市の人口1万人当たり職員数 人)
公営 企業 等 会計 部門	病院	468	465	△ 3	看護師の欠員不補充
	水道	88	88	0	勤務形態変更による
	下水道	51	52	1	業務増に関わる体制強化
	その他	76	75	△ 1	
	小 計	683	680	△ 3	
合 計		1,760 [2,173]	1,795 [2,173]	35 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 97.12 人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	63人	168人	223人	206人	169人	126人	181人	190人	210人	175人	83人	1,795人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

年度		31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	職員数	903	925	929	926	930	965	62 (6.4%)
教育	職員数	150	146	145	144	147	150	0 (0.0%)
消防	職員数	—	—	—	—	—	—	—
公営企業等会計	職員数	707	685	687	695	683	680	△ 27 (△4.0%)
計	職員数	1,760	1,756	1,761	1,765	1,760	1,795	35 (1.9%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円	千円	千円	%	%
	4,429,978	1,005,675	428,927	9.68	10.03

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費102,815千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	86	317,547	83,430	130,527	531,504	6,180

(参考) 団体平均 一人当たり給与費	
水道事業	千円
	6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
甲府市上下水道局	44.74 歳	333,714 円	515,000 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

甲府市上下水道局		甲府市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(5年度)	1,518 千円	1人当たり平均支給額(5年度)	1,446 千円
(5年度支給割合)		(5年度支給割合)	
期末手当	2.45 月分	期末手当	2.45 月分
勤勉手当	2.05 月分	勤勉手当	2.05 月分
() 月分	(0.975) 月分	() 月分	(0.975) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5%~20%		役職加算 5%~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

甲府市上下水道局			甲府市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.5869 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.5869 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)	
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	2,379 千円	18,487 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当
(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)		19,959 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		232,081 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
甲府市	6 %	86 人	6 %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)		3,047 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		66,239 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		53.49 %		
手当の種類(手当数)		8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(5年度決算)	左記職員に対する支給単価
電気主任技術者手当	電気主任技術者	電気設備保全業務	48 千円	4,000円/月
高圧電気取扱手当	電気設備保全に携わる職員(上記除く)	電気設備保全業務	180 千円	1,500円/月
流木除去手当	流木除去に携わる職員	取水口の流木除去	千円	200円/日
滞納整理従事手当	滞納整理に従事する職員	滞納整理	千円	2,000円/月
停水処執行手当	給水停止作業に従事する職員	給水停止処分	千円	250円/件
突発事故対応待機手当	事故対応のため夜間等に自宅待機する職員	突発事故対応自宅待機	2,819 千円	平日1,700円/日、休日2,500円/日
災害対応待機手当	災害対応のため自宅待機する職員	災害対応自宅待機	千円	平日1,700円/日、休日2,500円/日
廃棄物等処理手当	し尿及び下水道の処理施設において槽の底部の清掃に従事した職員	廃棄物処理	千円	230円/月

オ 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	32,038 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	406 千円
支給実績(4年度決算)	30,372 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	366 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(各年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を 有する職員に支給 ①配偶者 6,500円/月 ①子 10,000円/月 ②父母等 6,500円/月 ※企業職給料表の適用を受け る職員でその職務の級が8級 (部長)であるものの配偶者、父 母等に係る手当 6,500円⇒ 3,500円 満16歳年度初めから満22歳年 度末までの間にある子1人につ き5,000円加算	同じ		8,399 千円	209,975 円
住居手当	借家等に居住する職員に支給 借家・借間居住職員 家賃の額に応じて最高28,000 円/月まで	同じ		8,090 千円	288,929 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職 員に支給 ① 交通機関利用者 6ヶ月定 期券等の額を一括支給(た だし、月額換算55,000円を限度) ② 交通用具使用者 ・四輪車使用者 通勤距離2km～20kmのとき 距 離に応じて3,000円～11,800円 を支給 20kmを超えるときは1kmにつき 580円を加算 ・二輪車等使用者 通勤距離に応じて2,000円～ 24,500円を支給 ③ ①及び②の併用者 ①及び②によりそれぞれ算出 した額の合計額	同じ		5,184 千円	64,800 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職 員のうち、その職務の特殊性に 基づき定められた職にある者に 支給 役職に応じ50,500円から 103,700円/月	同じ		6,713 千円	959,000 円
管理職員特別 勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必 要等により週休日等に勤務した 場合に支給 役職に応じ6,000円から11,000 円/回	同じ		千円	円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支 給 4,600円/回	異なる	一般行政職は 4,200円/回	千円	円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10 時から翌日の午前5時までの間 に勤務した職員に支給 勤務した時間に対し、1時間当 たりの給与額に25/100を乗じた 額	同じ		千円	円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 5,885,598	千円 1,406,782	千円 223,495	% 3.80	% 3.52

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費103,721千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人 56	千円 206,006	千円 43,184	千円 84,121	千円 333,311	千円 5,952

(参考)団体平均 一人当たり給与費	
下水道事業	千円 6,023

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
甲府市上下水道局	44.27 歳	334,667 円	496,000 円
団体平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円
事業者	— 歳	—	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

甲 府 市 上 下 水 道 局		甲 府 市 (一 般 行 政 職)	
1人当たり平均支給額(5年度)	1,502 千円	1人当たり平均支給額(5年度)	1,446 千円
(5年度支給割合)		(5年度支給割合)	
期末手当	2.45 月分 (1.375)月分	期末手当	2.45 月分 (1.375)月分
勤勉手当	2.05 月分 (0.975)月分	勤勉手当	2.05 月分 (0.975)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5%~20%		役職加算 5%~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

甲 府 市 上 下 水 道 局			甲 府 市 (一 般 行 政 職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.5869 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.5869 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)	
1人当たり平均支給額	0 千円	20,309 千円	1人当たり平均支給額	2,379 千円	18,487 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当
(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)		12,971 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		231,625 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
甲府市	6 %	56 人	%

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)		796 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		29,481 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		48.21 %		
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給単価
電気主任技術者手当	電気主任技術者	電気設備保全業務	48 千円	4,000円/月
高圧電気取扱手当	電気設備保全に携わる職員(上記除く)	電気設備保全業務	108 千円	1,500円/月
流木除去手当	流木除去に携わる職員	取水口の流木除去	千円	200円/日
滞納整理従事手当	滞納整理に従事する職員	滞納整理	千円	2,000円/月
停水処分執行手当	給水停止作業に従事する職員	給水停止処分	千円	250円/件
突発事故対応待機手当	事故対応のため夜間等に自宅待機する職員	突発事故対応自宅待機	640 千円	平日1,700円/日、休日2,500円/日
災害対応待機手当	災害対応のため自宅待機する職員	災害対応自宅待機	千円	平日1,700円/日、休日2,500円/日
廃棄物等処理手当	し尿及び下水道の処理施設において槽の底部の清掃に従事した職員	廃棄物処理	千円	230円/月

オ 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	12,527 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	246 千円
支給実績(4年度決算)	16,205 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	312 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員に支給 ①配偶者 6,500円/月 ①子 10,000円/月 ②父母等 6,500円/月 ※企業職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級(部長)であるものの配偶者、父母等に係る手当 6,500円⇒3,500円 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		5,282 千円	220,083 円
住居手当	借家等に居住する職員に支給 借家・借間居住職員 家賃の額に応じて最高28,000円/月まで	同じ		3,621 千円	258,643 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給 ① 交通機関利用者 6ヶ月定期券等の額を一括支給(ただし、月額換算55,000円を限度) ② 交通用具使用者 ・四輪車使用者 通勤距離2km～20kmのとき 距離に応じて3,000円～11,800円を支給 20kmを超えるときは1kmにつき580円を加算 ・二輪車等使用者 通勤距離に応じて2,000円～24,500円を支給 ③ ①及び②の併用者 ①及び②によりそれぞれ算出した額の合計額	同じ		3,098 千円	63,224 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、その職務の特殊性に基づき定められた職にある者に支給 役職に応じ50,500円から103,700円/月	同じ		4,890 千円	978,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 役職に応じ6,000円から11,000円/回	同じ		千円	円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 4,600円/回	異なる	一般行政職は4,200円/回	千円	円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 勤務した時間に対し、1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額	同じ		千円	円